



令和 6 年 9 月 9 日
日本下水道事業団

日本下水道事業団は、工事施工調整会議（三者会議）の運用見直しを行い、工事の品質確保及び円滑な工事執行をさらに推進します

（10月1日より適用）

○発注者、施工者、設計者の三者が一堂に会し、重要事項の伝達、情報共有、設計変更等の協議を行う場として、工事施工調整会議（以下、三者会議）をJS発注工事で実施してきたところです。

○今般、三者会議の対象工事について、発注者が指定するものに加えて、施工者からの要請でも開催できるよう運用を見直します。

○本運用の見直しにより、更なる工事の品質確保及び円滑な工事執行につなげると共に、JS工事の魅力向上に期待するものです。

工事施工調整会議（三者会議）の運用見直しの概要

運用見直し

従来からの①発注者指定方式に加えて ②施工者要請方式を追加し適用を拡大

①発注者指定方式

大規模、高難易度等の工事を対象として指定

②施工者要請方式

施工者が契約後の設計図書照査結果に基づき書面にて三者会議の開催を要請した場合、受発注者間の協議により三者会議を開催

運用方針

○ <https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/youshiki/pdf/Z19.pdf> 参照

適用

○令和6年10月1日から公告する工事（工事特記仕様書に記載）

なお、適用日より前に公告された既契約工事等について、施工者からの三者会議の開催要請があった場合も同様に取扱う

【別紙資料】

「民間事業者との共創プロジェクト」（令和6年9月版）

＜問い合わせ先＞

日本下水道事業団

事業統括部事業調整課

事業調整課長 新川

TEL 03-6892-2013



民間事業者との共創プロジェクト【令和6年度】

令和6年9月版

○ 2024年4月から労働基準法時間外労働規制の適用が開始されたことを踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進。

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和5年度に実施した取組 青文字：令和5年度に引き続き拡充する取組 赤文字：令和6年4月1日から実施した取組 赤文字（下線）：令和6年10月1日から実施する取組

働き方改革の推進

- 適正工期の確保
 - ①余裕期間制度「任意着手方式」の適用
 - ②入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化
 - ③ワンデーレスポンスの推進
 - ④ウィークリースタンスの推進
- 週休二日制工事の推進
 - ①原則すべての工事に「月単位の週休2日」を適用し休日の質を向上
- 設計業務及び工事における「WEB会議」の活用
 - ①機械設備工事、電気設備工事における工場検査・既済検査への活用

生産性向上の推進

- 手続きの電子化
 - ①契約書の無料ダウンロード化
 - ②電子契約サービスの導入
 - ③一般仕様書等の一部無料ダウンロード化
- 施工管理の効率化
 - ①遠隔臨場及び工事情報共有システム（JS-INSPIRE）を原則全ての工事に適用
 - ②「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用
- BIM/CIMの活用
 - ①重点プロジェクトを選定して活用
- 書類のスリム化
 - ①工事関係図書の簡素化（スリム化、省略、統合）
 - ②機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）

担い手の育成・確保

- 民間技術者向け研修の充実
 - ①土木・建築におけるオンライン研修の実施
- 配置予定技術者の要件緩和
 - ①一般土木工事、建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ②機械設備工事、電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和

JS工事の魅力向上の取組

- 適切な利潤と労務費等の確保
 - ①機械設備工事、電気設備工事において「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ②総合評価落札方式の「企業の工事成績」の評価基準および評価点の見直し
 - ③発注金額に対する等級区分の変更
 - ④一般土木工事、建築工事における「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ⑤一般土木工事、建築工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ⑥機械設備工事、電気設備工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ⑦機械設備工事、電気設備工事における工事費積算での見積対象機器の拡大
 - ⑧工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し

- 施工者の立場に立った発注予定工事の公表
 - ①発注予定工事の年間公表回数の増加（4回→7回／年）
 - ②等級区分を工事予定額により細分化
 - ③公表時期の前倒し

令和6年度途中の導入に向けて検討中（主な取組）

適切な利潤と労務費等の確保：設計変更に係るガイドラインの改定

Japan Sewage Works Agency



10.⑧ 工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し

JS工事の魅力向上の取組

- ① 工事施工調整会議（以下、「三者会議」という。）は、工事の品質確保及び円滑な工事執行を推進するため、「発注者」である日本下水道事業団、工事受注者である「施工者」及び当該工事の設計を実施した建設コンサルタントの「設計者」の三者が一堂に会し、重要事項の伝達、情報共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う場として開催
- ② 従来からの対象工事を指定した「発注者指定方式」の三者会議に加えて、対象工事外であっても施工者から設計図書照査後に書面にて三者会議の開催要請があった場合、受発注者間の協議により三者会議の開催を可能とする「施工者要請方式」を適用し運用拡大（令和6年10月1日以降に公告する工事特記仕様書に記載）
- ③ 「施工者要請方式」は施工者から開催要請があった場合、適用日より前に公告された既契約工事等も同様に取扱う

○実施方式

「発注者指定方式」

大規模、高難易度等の工事を対象とし、発注者が三者会議の対象工事を選定し開催

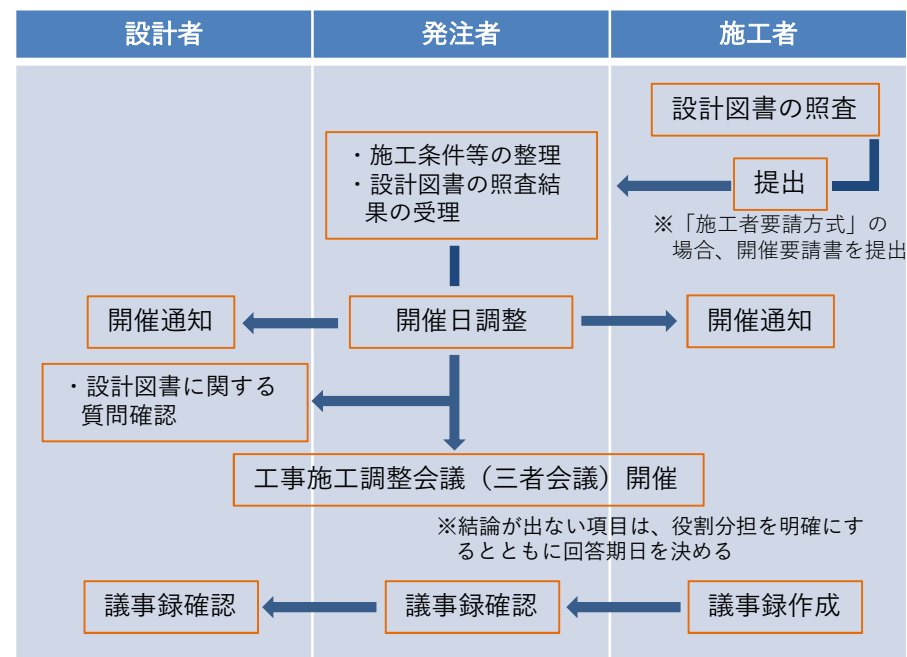
「施工者要請方式」

施工者が設計図書照査結果に基づき書面にて三者会議の開催を要請し、受発注者間の協議により開催

○運営方法

- 施工者は、工事契約後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、特に工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項第四号、五号の内容を整理して、三者会議の開催希望時期、照査結果及び確認事項等を発注者へ提出する
- 会議資料の作成は簡素化を図るため、既存資料等による会議開催に努め、過度な資料作成は要求しない。
- 会議はTVモニター、パソコン等を活用したペーパーレスに努める
- 運用方針の詳細についてはJSホームページで公開
<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/youshiki/pdf/Z19.pdf>

○実施フロー



※開催回数は1回を基本とするが、発注者が必要と判断した場合又は施工者が要請した場合、協議により決定する。